

第2章 計画の進行管理

1. 目標達成に向けた進捗状況の把握

本計画では、廃棄物の減量化の目標を定めるとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を定めていますが、施策の推進に当たっては、その実施状況と効果を確認し、その状況に応じて必要な見直しを行うことが必要です。

そのため、施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の発生量、再生利用量及び処分量の把握に努め、それらの推移の状況から廃棄物の動向を推し量り、目標値の達成状況の見込みを把握します。

2. 計画の進行管理

1により把握した施策の実施効果や目標達成に向けた見込みをもとに、施策や計画の見直しの必要性等について、環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討し、計画の進行管理を行います。

3. 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しをすることとします。